

## ◆ 外商投資を制限する産業の目録

## 一、農業、林業、牧畜業、漁業

1. 農作物の新品種の選択育成及び種子の生産（中国側の持分支配）

## 二、採鉱業

2. 特殊、稀少な炭類の探査、採掘（中国側の持分支配）
3. 貴金属（金、銀、プラチナ族）の探査、採掘
4. 石墨の探査、採掘
5. リチウム鉱石の採掘、選鉱

## 三、製造業

6. 大豆油、菜種油、落花生油、綿実油、アブラツバキ種子油、ヒマワリ種子油、パーム油等食用油脂の加工（中国側の持分支配）、米、小麦粉、粗糖の加工、とうもろこしの高度加工
7. バイオ液体燃料（燃料アルコール、バイオディーゼル）の生産（中国側の持分支配）
8. 出版物の印刷（中国側の持分支配）
9. タングステン、モリブデン、錫（錫化合物を除く）、アンチモン（酸化アンチモン及び硫化アンチモンを含む）等の稀少金属の製錬
10. 希土類の製錬、分離（合弁、合作に限定）
11. 自動車完成車、専用自動車及びオートバイの製造：中国側の持株比率は50%を下回らず、一社の外商は、同じ種類（乗用車類、商用車類、オートバ

イ類)の完成車製品を生産する合弁企業を中国国内に二社まで(二社を含む)設立することができ、中国側合弁パートナーと共同で中国国内の他の自動車生産企業を吸収合併する場合には、二社までの制限を受けない

12. 船舶(ブロックを含む)の修理、設計と製造(中国側の持分支配)

13. 衛星テレビ放送地上受信設備及び主要部品の生産

#### 四、電力、熱エネルギー、ガス及び水の生産及び供給業

14. 小電力網の範囲内において、単機出力 30 万キロワット以下の水蒸気凝縮式石炭火力発電所、単機出力 10 万キロワット以下の水蒸気凝縮式・抽出式両用の熱電併給石炭発電所の建設、運営

15. 人口 50 万以上の都市の都市ガス、熱エネルギー及び給排水パイプ網の建設、運営(中国側の持分支配)

#### 五、交通輸送、貯蔵及び郵便業

16. 鉄道旅客輸送会社(中国側の持分支配)

17. 道路旅客輸送会社

18. 水上輸送会社(中国側の持分支配)

19. ビジネスジェットフライト、遊覧飛行、撮影、鉱物探査、工業等の汎用航空会社(中国側の持分支配)

#### 六、情報伝送、ソフトウェア及び情報技術サービス業

20. 電信会社:付加価値電信業務(外資比率は 50%を超えず、電子ビジネスを除く)、基礎電信業務(外資比率は 49%を超えない)

#### 七、卸売及び小売業

21. 穀物の買付、穀物、綿の卸売、大型の農産物卸売市場の建設、運営

22. 船舶代理（中国側の持分支配）、外国船検数（合弁、合作に限定）
23. ガソリンスタンド（同一の外国投資者が 30 を超える支店を設立し、複数のサプライヤーから仕入れた異なる種類及びブランドの製品油を販売するガソリンスタンドチェーン店は、中国側の持分支配とする）の建設、運営

#### 八、金融業

24. 銀行（単一の中国国外金融機関及びこれに支配され又は共同で支配されている関連当事者が発起人又は戦略的投資家となって単一の中国資本の商業銀行に出資する場合の出資比率は 20%を超えてはならず、複数の中国国外金融機関及びこれに支配され又は共同で支配されている関連当事者が発起人又は戦略的投資家となって出資する場合の出資比率は合計で 25%を超えてはならず、農村の中小金融機関に出資する中国国外の金融機関は銀行類金融機関でなければならない）
25. 保険会社（生命保険会社は外資比率が 50%を超えない）
26. 証券会社（設立時は人民元建ての普通株式、外国株式及び公債、社債の引き受けと保証推薦、外国株式の仲介、公債、社債の仲介及び自営に限定。設立から 2 年経過後、条件を満たす会社は業務範囲の拡大を申請することができる。外資比率は 49%を超えない）、証券投資ファンド管理会社（外資比率は 49%を超えない）
27. 先物取引会社（中国側の持分支配）

#### 九、リース及びビジネスサービス業

28. マーケティング調査（合弁、合作に限定。そのうち、ラジオ・テレビの視聴調査については中国側の持分支配が求められる）
29. 信用調査と格付けサービス会社

#### 十、科学研究及び技術サービス業

30. 測量製図会社（中国側の持分支配）

十一、 教育

31. 高等教育機関（合作、中国側の主導\*に限定）

32. 普通高校教育機関（合作、中国側の主導に限定）

33. 就学前教育機関（合作、中国側の主導に限定）

十二、 衛生及び社会福祉活動

34. 医療機関（合弁、合作に限定）

十三、 文化、スポーツ及び娯楽業

35. ラジオ、テレビ番組、映画の製作業務（合作に限定）

36. 映画館の建設、運営（中国側の持分支配）

37. 大型テーマパークの建設、運営

38. イベント興行会社（中国側の持分支配）

十四、 国の法律法規及び中国が締結又は加盟している国際条約の規定により制限されるその他の産業

---

\*中国側の主導とは、校長又は主な管理責任者は中国籍を有していなければならない、中外合作による学校運営機関の理事会、董事会又は共同管理委員会の中国側構成員が1/2を下回ってはならないことを指す（以下同じ）。